

(保 16)

平成 28 年 4 月 17 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

平成 28 年熊本地震に関連する診療報酬の取扱いについて

平成 28 年熊本地震に被災した医療機関等から入院患者の転院を受け入れた医療機関において、1 か月の平均入院患者数が病床数の 100 分の 105 を超えた場合でも、入院基本料の減額措置は適用されない旨の事務連絡が、別添資料 1 のとおり、厚生労働省保険局医療課より発出されましたので、お知らせ申し上げます。

なお、このほかの措置につきましては、受け入れた入院医療機関の今後の状況により、必要に応じ検討されることとなっておりますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 平成 28 年熊本地震に関連する診療報酬の取扱いについて
(平 28. 4. 16 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
平成28年4月16日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成28年熊本地震に関連する診療報酬の取扱いについて

今般、平成28年熊本地震に関連する診療報酬の取扱いについて、別添のとおり取りまとめたので、送付いたします。

問1 被災した精神科医療機関等からの精神疾患患者の転院を受け入れたため、病室に所定病床数を上回る患者を入院させることとなった場合、入院基本料の減額措置の対象となるのか。

(答)

「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」(平成18年3月23日保医発第0323003号)に基づき、1か月の平均入院患者数が病床数の100分の105までは所定の入院料を算定できるほか、これを超えた場合でも、災害等やむを得ない事情の場合には、入院した月について、当該減額規定は適用しないこととされている。なお、このほかの措置については、受け入れた入院医療機関の今後の状況により、必要に応じ検討することとなる。

問2 超過して受け入れた患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できるか。

(答)

患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できない。ただし、当該患者に対して行う処置等に係る診療報酬については、算定要件を満たせば算定できる。